

# 若越郷土研究

47の2

朝倉氏菩提寺

## 心月寺文書伝来の軌跡について

松原 信之

一、はじめに

曹洞宗心月寺は、寛正四年（一四六三）に朝倉美作守教景の死後、その法名にちなんで、孫の孝景が桃庵禪洞を開基に迎えて一乗谷において創建（福井市西新町に寺跡がある。）された寺院である。初めは宅良慈眼寺（現南条郡今庄町）―本郷竜興寺（現福井市）―心月寺の本末関係であったが、天正二年（一五七四）の一向一揆によって竜興寺が焼亡して廃寺になると、心月寺は慈眼寺の直末寺となり、朝倉氏の代々の菩提寺の中で、唯一、現在にまで残った寺院である。

松原 朝倉氏菩提寺 心月寺文書伝来の軌跡について

昭和四十七年（一九七二）は朝倉義景滅亡

一 朝倉系図

一卷

の四〇〇年忌に当たり、十月一日の大法要を記念して、心月寺の武内賢流住職から寺史編さんを依頼されて、執筆のために史料調査を始めた。しかし、残念ながら心月寺には殆ど史料がなく当初から編さん執筆に困難を極めたが、どうか「越前朝倉氏と心月寺」として結実して大法要までには刊行することができた。内容の詳細は、これを参照されたい。

ところで、編さん過程で知り得たことだが、明治三十年十月に東京帝国大学史料編纂委員の文科大学助教授田中義成氏一行が福井

肖像画や系図を別にすれば、当時はまだ三十数点の心月寺関係の古文書が残存していたことになり、この目録に残された「朝倉美作」とは朝倉美作守教景、「左兵衛佐」とは越前国守護の斯波左兵衛佐義淳のことであろう。その証状の年号からしても、これら文書のすべてが心月寺固有の文書のみではなく、天正二年（一五七四）に一向一揆に焼亡させられて廃寺となった心月寺の本寺に当たる坂南郡本郷村（現福井市）竜興寺の文書を多く含んでいたものと推測される。

地方の史料調査のために来福し、その際の調査史料蒐集目録や調査日誌は、奇跡的にも東京大学史料編纂所に現在に残されており、これによれば、その際に調査された心月寺史料は次の如くであった。

さて、東京帝国大学史料編纂委員は全国各地の調査を終えると、後年に改めて当該地の原文書を所蔵者から借用して影写本を作成することになっており、この結果作成された膨大な影写本が現在も東京大学史料編纂所に架蔵されている。ところが、心月寺文書は影写本を作成する以前の明治三十三年四月十九日の橋南の大火で、惜しくも焼失してしまっ

- 一 朝倉義景肖像 一軸
- 一 朝倉美作証状 長禄元年十一月三日以下廿一通 一卷
- 一 左兵衛佐証状 永享五年二月六日以下十六通 一卷

影写本は作成されずに終わってしまったらしい。

若越郷土研究 四十七巻二号

## 二、松樹院文書と心月寺文書

ところで、昭和五十三年から福井県史編さん事業が開始され、直ちに県内の古文書の調査が始めた過程の中で、坂井郡三国町嵩の松樹院（真宗高田派）文書中に、内容的にも松樹院とは直接に関係がないと思われる十一本の影写本の文書が発見された。十一本とは次の通りである。

松樹院文書〔福井県史〕資料編4)

- 一号 長禄元年（一四五七）十一月三日  
「某洞昭庵領安堵状写」
- 二号 長禄元年（一四五七）十一月三日  
「某洞昭庵領安堵状写」
- 三号 長禄二年（一四五八）十二月二日  
「室町將軍（足利義政）家御教書写」
- 四号 文正元年（一四六六）九月二日  
「室町幕府奉行人連署奉書写」
- 五号 応仁二年（一四六八）十月日  
「朝倉隆寄進状写」
- 六号 文明十三年（一四八二）十二月十三日  
「朝倉氏景庵領安堵状写」
- 七号 文龜三年（一五〇三）十二月二十一日  
「朝倉貞景書状写」

八号 享禄元年（一五二八）十二月十九日

「朝倉孝景寺領安堵状写」

九号 年未詳五月十日 「朝倉教景書状写」

一〇号 年未詳五月十三日 「朝倉教景書状写」

一一号 弘治元年（一五五五）十二月二十一日  
「朝倉義景寺領安堵状写」

一二号 「朝倉義景寺領安堵状写」

一号文書の（花押影）には「右ハ心月公也」の異筆が添えられており、「長禄元年十一月三日」の年月日から一号文書は、先の心月寺文書の調査目録「朝倉美作証状 長禄元年十一月三日以下廿一通」と合致して「朝倉美作守教景（心月寺）証状」であることが知られ、これら十一通の文書は内容からも、本来、心月寺に伝来した文書の影写本と想定される。一〜四号の四点の宛所は「本郷洞昭庵」であり、五〜七号の七点の宛所は「竜興寺」であるが、本郷洞昭庵は竜興寺の塔頭と考えられるから、結局は「心月寺文書」としても、本来は竜興寺文書であって、天正二年の一向一揆に焼亡して廃寺となった本郷の竜興寺が、ようやく散逸だけは免れた古文書を末寺

の心月寺に移管して伝来されたものである。しかし、何故これらの文書が影写本として松樹院に残されたのであろうか。

実は松樹院文書の中に「史料編纂委員古文書の調査に就いて」と題する詳細な記録が伝来する。内容は、史料編纂委員の文科大学助教授田中義成氏一行が明治三十年十月に福井県地方を史料調査した際の記録で、市町村の行政官の協力を得ながら各寺社・旧家の調査日程・調査文書目録・調査手続きなどを記録したものであるが、恐らく当時の新聞記事とともに、歴史に関心を寄せていたと思われる当時の松樹院住職が調査にも同行して記録したものであろう。そして、松樹院の由緒書によると、松樹院は朝倉貞景の時に松木の専光寺より分寺し、その初代の定如が朝倉教景の養子であったと伝えていることから、朝倉氏との深い関係を意識した松樹院住職が、朝倉氏の菩提寺心月寺文書に強い関心を寄せ、奇しくも橋南の大火以前に、一部とはいえ、特に心月寺文書のみを影写本を作成したのであろう。実に貴重というべきである。

三、黒竜神社文書と心月寺文書

ところが、福井県史編さん事業が開始される以前に、私は独自に県内の古文書調査を進めていたが、この中で、福井市足羽山の黒竜神社所蔵文書の中に異質な中世文書を発見した。当初は文書内容からしても偽文書かと疑問を感じながらも時が過ぎていったが、先の松樹院文書の影写本を発見した時、これらの黒竜神社所蔵文書と内容の共通する文書であることに気が付いた。その文書は、松樹院文書の四・五・六・七・一一号の五点に相当する文書であるが、宛所はすべて擦り消されており、また、文中の「当庵領」の部分も擦り消して「当社領」に書き換えられており、一号は「当庵領」の「庵」の部分も擦り消して欠字にするなど、明らかに改ざんした箇所が目についた。しかしながら、黒竜神社所蔵文書は影写本ではなく原本と考えられ、一部に焼け焦げの部分も残っていることから、推測に推測を重ねれば、心月寺所蔵文書が大火で焼け焦げながら残ったものを、何かの経緯を経て黒竜神社に移譲されたのではないかと判断され、黒竜神社では、これを改ざんしな

がらも当社文書として伝来したものと考えられる。なお、松樹院文書の影写本にはなく、黒竜神社所蔵文書にのみ残った心月寺文書と思われる文書も二点存在するので、この二点のみを次に掲示して、以上の心月寺文書伝来の軌跡について終えたい。

○黒竜神社所蔵文書(一)

越前国坂南本郷内南方名々

百石、小三郎名山山林等事、任

先例可致全寺務之状如件、

文明参年十一月十六日 左衛門尉

(花押)

※ 宛所は擦り消す

○黒竜神社所蔵文書(二)

本□内当□門前之

家八間地子棟別人足

并臨時点役等事、令

免除訖、仍□務不可

有相違之状如件、

大永五年十二月廿七日 弾正左衛門尉

(花押)

※ □内は「社」に改筆する。宛所は擦り消す。

心月寺文書(松樹院文書)と黒龍神社文書の比較

年月日	文書名	黒龍神社文書の改ざん部分
文正元年九月二日	室町幕府奉行人 連署奉書写	冒頭の禁制、宛所切断
応仁二年十月	朝倉景隆寄進状写	宛所擦り消す
文明三年 十一月十六日	朝倉孝景安堵状	宛所擦り消す
文明十三年 十二月十三日	朝倉氏景庵領 安堵状写	「当庵領」を「当社領」に
(文龜三) 十二月二十一日	朝倉貞景書状写	宛所擦り消す
大永五年 十二月二十七日	朝倉孝景寺領 安堵状	宛所擦り消す。 「当●領」の●を「社」に
弘治元年 十二月二十二日	朝倉義景寺領 安堵状写	宛所擦り消す。 「当●領」の●を欠字とする

松原 朝倉氏菩提寺 心月寺文書伝来の軌跡について